

## 定義（クリーニング業法 第二条）

「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることをいう。

「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。

## 営業者の衛生措置等

根拠条文	基準概要
法第3条第1号	クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
法第3条第2号	洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
法第3条第3号1項	クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
法第3条第3号2項	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと
法第3条第3号3項	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること
法第3条第3号4項	洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
法第3条第3号5項	伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
施行規則第1条	厚生労働省令で指定する洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。 1 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
法第3条第3号6項	その他都道府県が条例で定める必要な措置

## 利用者に対する説明義務等

根拠条文	基準概要
法第3条の2第1項	営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
法第3条の2第2項	営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。
施行規則第1条の2	苦情の申出先の明示については、次に掲げる方法によるものとする。 1 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。 2 クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗（以下「無店舗取次店」という。）においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。

## クリーニング師の設置

根拠条文	基準概要
法第4条	営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。